

下呂市防犯対策等事業補助金交付要綱（平成16年3月1日告示第97号）

最終改正:令和3年2月3日告示第26号

改正内容:令和3年2月3日告示第26号

○下呂市防犯対策等事業補助金交付要綱

平成16年3月1日告示第97号

改正

平成17年6月6日告示第73号
平成19年3月27日告示第19号
平成19年11月1日告示第131号
平成23年9月20日告示第145号
平成27年2月5日告示第13号
令和3年2月3日告示第26号

下呂市防犯対策等事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、犯罪のない明るい社会を作るため、自治会が行う防犯対策事業に対し下呂市防犯対策等事業補助金（以下「補助金」という。）及び各種団体が行う防犯対策事業に対し下呂市防犯対策等事業補助金（以下「団体補助金」という。）を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（団体補助金の交付対象）

第2条 団体補助金の交付は、下呂市防犯協会を対象とする。

（補助金の補助率等）

第3条 補助金の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 財産区繰入金等の特定財源（以下「特定財源」という。）を充当して事業を実施する補助事業者に対しては、前項の補助に特定財源を加算するものとする。

（団体補助金の額）

第4条 団体補助金の額は、一般会計歳出予算で定めた範囲内の額とする。

（補助金及び団体補助金の交付）

第5条 補助金及び団体補助金の交付を受けようとする団体は、下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号）の定めるところにより、申請その他必要な手続を行うものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成17年6月6日告示第73号）

この告示は、平成17年6月6日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月27日告示第19号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月1日告示第131号）

この告示は、平成19年11月1日から施行し、平成19年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成23年9月20日告示第145号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月5日告示第13号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月3日告示第26号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

事業名	補助対象経費	補助率	補助限度額
防犯灯設置事業 補助金	新設する1基当たりの器具代及び取り付けに要する諸経費	補助対象経費の1/2以内	25,000円
	LED化に伴う1基当たりの器具代及び取り付けに要する諸経費		10,000円
防犯カメラ設置 事業補助金	防犯カメラの購入及び設置に要する諸経費	補助対象経費の1/2以内	300,000円